

○世田谷区自動二輪車の違法駐車等の防止に関する条例

平成18年12月11日条例第85号

世田谷区自動二輪車の違法駐車等の防止に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、自動二輪車の違法駐車等を防止することにより、道路等が公共の施設として一般公共の用に供されることを確保し、もって区民の安全で快適な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する道路（以下「道路」という。）、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）第1条に規定する広場並びに世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）第2条に規定する公共物のうち現に一般公共の用に供されているものをいう。
- (2) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (3) 違法駐車等 自動二輪車について法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条又は第49条の2第3項の規定に違反する行為（以下「違法駐車」という。）及び標識等により区長が禁止した場所において自動二輪車を直ちに運転することができない状態にする行為をいう。
- (4) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮又は宿舎をいう。

(区長の責務)

**第3条** 区長は、違法駐車等を防止するため、違法駐車等の防止に係る基本の方針を策定するとともに、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 違法駐車等の防止に関する広報及び啓発活動
- (2) 違法駐車等の防止に関する指導及び助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める施策

(区民等の責務)

**第4条** 区民及び自動二輪車の運転者又は使用者は、違法駐車等の防止に努めるとともに、区長が実施する違法駐車等の防止に係る施策（以下「違法駐車等防止施策」という。）に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

**第5条** 区内で事業を営む者は、違法駐車等の防止に努め、並びにその事業の用に供する自動二輪車及びその事務所又は事業所に勤務する者又は訪問する者の使用する自動二輪車のための駐車施設の確保に努めるとともに、違法駐車等防止施策に協力するよう努めなければならない。

2 集合住宅を建築しようとする者又は所有し、若しくは管理している者は、当該集合住宅の居住者が使用する自動二輪車のための駐車施設の確保に努めるとともに、違法駐車等防止施策に協力するよう努めなければならない。

(違法駐車等防止重点地域の指定)

**第6条** 区長は、違法駐車等により区民の日常生活又は一般交通に支障が生じていると認められる地域を、違法駐車等防止重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 区長は、重点地域において、違法駐車等防止施策を重点的に実施するものとする。

3 区長は、第1項の規定による重点地域の指定を存続させる必要がなくなつたと認めるときは、当該重点地域の指定を解除することができる。

4 区長は、第1項の規定により重点地域を指定し、又は前項の規定により指定を解除しようとするときは、当該重点地域の関係団体の意見を聴くとともに、当該重点地域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）その他関係行政機関と協議するものとする。

5 区長は、第1項の規定により重点地域を指定し、又は第3項の規定により指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(公安委員会等との連携)

**第7条** 区長は、前条第1項の規定により重点地域を指定したときは、東京都公安委員会又は警察署長に対し、当該重点地域内における違法駐車等を防止するため、区と連携した必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 区長は、重点地域外の道路において違法駐車があるときは、警察署長に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(団体等に対する支援)

**第8条** 区長は、違法駐車等の防止のために活動する団体等に対し、必要な支援を行うことができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項に規定する指定の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。